

【ローズウッド国分 短期入所療養介護利用料金一覧】〔令和8年6月1日現在〕

報酬項目		報酬単位		備考
1	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【基本型】	要介護1	830単位/日	介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。
		要介護2	880単位/日	
		要介護3	944単位/日	
		要介護4	997単位/日	
		要介護5	1,052単位/日	
2	総合医学管理加算		275単位/日	治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として算定します。 ①診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。 ②診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容を診療録に記載すること。 ③かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。
3	緊急短期入所受入加算		90単位/回	利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認められた利用者に対し、居宅サービス計画において行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合に、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として算定します。
4	口腔連携強化加算		50単位/回	事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医師・歯科衛生士及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定数を加算する。 事業所は口腔の健康状態に係る評価を行うにあたって、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対する体制を確保し、その旨を文書で取り決めていること。
5	個別リハビリテーション実施加算		240単位/日	個別リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合に算定します。
6	若年性認知症利用者受入加算		120単位/日	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めた場合に算定します。
7	重度療養管理加算		120単位/日	利用者(要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者に限る。)であって、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に算定します。
8	利用者に対して送迎を行う場合		片道につき184単位	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行った場合に算定します。
9	夜勤職員配置算		24単位/日	入所者が40人以下の介護老人保健施設であるため、2名の夜勤職員を配置した場合に算定します。
10	療養食加算		8単位/回	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食等及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。(1日につき3回を限度。)
11	緊急時治療管理		518単位/日	利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定します。
12	認知症行動・心理症状緊急対応加算		200単位/日	医師が、認知症の行動・心理状況が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合に算定します。
13	生産性向上推進体制加算	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで、生産性ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実行している等、且守り職等のテクノロジーを1つ以上導入していること、1年以内に1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行う場合算定。
14	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が80%以上配置しているか、または、勤続10年以上の割合が35%以上配置している場合に算定します。
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が60%以上配置している場合に算定します。
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が50%以上配置しているか、常勤職員75%以上配置しているか、または、勤続7年以上の割合が30%以上配置している場合に算定します。
15	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)□		所定単位×97/1000	介護職員の処遇改善に伴う加算です。
介護保険給付 合計				介護保険一部負担額の算出は、要介護度に応じた該当する各項目の単位数を合計した後、地域区分(柏原市は【10.27円】)を乗じて算出させていただきます。 ご請求金額は、上記の合計に保険負担割合を乗じた金額と、保険外費用を合わせたものとなります。

【ローズウッド国分 保険外費用】

項 目	費用金額	備 考
1 食費(1日3食)	1,710円/日	食材料費、調理に要する費用(朝食360円・昼食630円・おやつ90円・夕食630円) ただし、項目1、項目2については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けられた方については、認定証に記載されている負担限度額と比較されて安い方の金額となります。
2 居住費(多床室)	460円/日	居住に要する費用で光熱水道費等 外泊中でもお支払いいただくこととなります。 ただし、項目1、項目2については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けられた方については、認定証に記載されている負担限度額と比較されて安い方の金額となります。
3 日常生活用品費	319円/日	フェイスタオル、石鹸、シャンプー、リンス、ティッシュ、おしぼり、歯ブラシ、歯みがき ウェットティッシュ、義歯洗浄剤等 (株)エランと業務委託契約
4 理美容代	660円から	希望される方のみ 顔そり:660円、カット:1,980円、カラー:4,180円等
5 各種診断書	3,300円から	健康診断書:5,500円等(健康診断に関する検査料は別途自費となります。) 死亡診断書:5,500円等
6 傷病手当支給申請書	1,100円/枚	
7 教養娯楽費	150円/日	新聞、雑誌、折り紙、画用紙、CD、カセットテープ、クレヨン、カラーペン、鉛筆類 風船、ボール、セロテープ、ガムテープ等 ※ 年間行事や月の誕生会等の費用も含まれます。
8 死後処置 (エンゼルセット)	10,000円/回	全身清拭、化粧、外観を整える等

リース用品等

項 目	費用金額	備 考
1 衣服リース代	286円～330円/日 ※ 委託業者に直接支払い	Aプラン:室内着(上下)、肌着(半袖・長袖・パンツ・靴下) Bプラン:室内着(上下)、肌着(半袖・長袖・靴下)
2 私物洗濯代料	880円～6,600円/ネット ※ 委託業者に直接支払い	1ネット880円で、月額の上限は6,600円になります。 ただし、毎月1日から月末までの月・木を集配日とし、各曜日とも1ネット分までの洗濯を基本としますが、それを越えるネット分の洗濯を利用される場合は、1ネットあたり880円を別途お支払い頂きます。
3 テレビ貸出(電気代込)	200円/日 ※ 委託業者に直接支払い	1日につき200円で、利用申込者のみ